

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (疾病対策課)	29
○平成16年度砂利採取業務主任者試験の実施..... (資源エネルギー課)	29
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	30
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	30
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	30

告 示

北海道告示第809号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
エックス線自動車 (直接撮影装置搭載) 1 台
- 落札を決定した日
平成16年9月9日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社日立メディコ
(2) 住 所 東京都千代田区内神田一丁目1番14号
- 落札金額
43,837,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成16年7月30日付け北海道告示第695号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部疾病対策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第810号

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定により、平成16年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成16年9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 試験期日及び試験時間 平成16年11月12日 (金) 午前10時から正午まで
- 試験地及び試験場所
(1) 試 験 地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
(2) 試 験 場 所 受験票により受験者に通知する。
- 試 験 科 目
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 受 験 願 書 提 出 先 受験希望地に所在する支庁の経済部商工労働観光課に提出すること。
- 受付期間及び受付時間 平成16年10月1日 (金) から22日 (金) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前8時45分から午後5時15分まで。
なお、郵送等の場合は、平成16年10月22日 (金) までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- 提 出 書 類
(1) 受験願書 (砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 様式第9によること。)
(2) 写真 (手札型 (縦5cm、横4cm) とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。)
- 受 験 手 数 料 受験手数料 (8,000円) は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。
- そ の 他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁経済部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年 9月13日、小平町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年 9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第812号

道営土地改良（きよさと地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年 9月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年 9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第813号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年 9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町緑町13・299の1・礼文町32の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年 9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 白老郡白老町字竹浦450の1の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第815号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年 9月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市蛾眉野町194の1、194の3から194の5まで
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 蛾眉野町194の1・194の3から194の5まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀田郡恵山町字高岱432の1から432の4まで
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高岱432の2から432の4まで
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課並びに函館市役所及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

